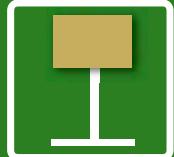


# 佐世保市屋外広告物条例のしおり



平成28年4月

佐世保市 都市整備部 まち整備課

## 1. 屋外広告物規制の目的

はり紙、広告板、ネオン・サインなどの広告物は、私たちの生活に必要な情報を伝えるとともに、まちを活気づける手段にもなります。

しかし、これが無秩序に氾濫し、管理もおろそかになると、街並みや自然の景観を損なうだけでなく、人々に危害を及ぼすこともあります。

佐世保市では、良好な広告景観の形成を進めるため、屋外広告物法や佐世保市屋外広告物条例により必要な規制を行っています。

## 2. 屋外広告物とは

常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示される広告板、広告塔、立看板、ポスター、広告幕などで、営利目的かどうかは問いません。

ただし、街頭で配布されるチラシ、音響広告、屋内で表示される広告物などは含まれません。

## 3. 自家広告物と一般広告物

### ●自家広告物

自己の名称や事業内容などを表示するため、自己の事業所やその敷地内に表示する広告物をいいます。

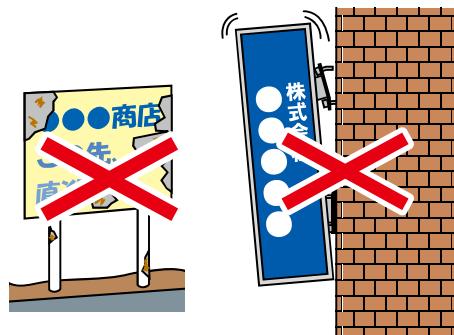
### ●一般広告物

「自家広告物」以外の広告物をいいます。

## 4. 禁止広告物と禁止物件

### ●禁止広告物：以下の広告物は、表示することができません。

- ①著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- ②著しく破損し、又は老朽したもの
- ③倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



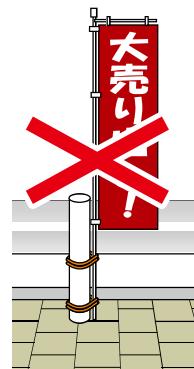
塗料等の剥離、破損、老朽

### ●禁止物件：以下の物件には、広告物の表示はできません。

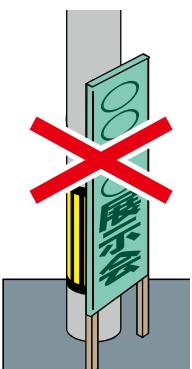
- ①街路樹、路傍樹、保存樹
- ②橋りょう、トンネル、高架構造物、中央分離帯、道路反射鏡
- ③信号機、道路標識、歩道柵、駒止め、里程標、町名等表示板
- ④消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- ⑤郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- ⑥送電塔、送受信塔、照明塔
- ⑦煙突、ガスタンク、石油タンク、水道タンク
- ⑧銅像、神仏像、記念碑
- ⑨市長が指定する区域内の石垣、擁壁、土羽
- ⑩その他条例に規定されているもの



橋りょう



歩道柵



電柱

## 5. 禁止地域と許可地域

### ●禁止地域：広告物を表示することはできません。ただし、自家広告物は、基準に適合すれば、表示することができます。

- ①風致地区
- ②都市公園
- ③国、県の指定文化財
- ④重要文化的景観
- ⑤道路及び鉄道等（予定地含む）で市長が指定する区間
- ⑥道路及び鉄道等（予定地含む）から展望することができる地域で市長が指定する区域
- ⑦その他条例に規定されている地域

### ●許可地域：広告物を表示するときは、許可申請が必要です。

許可地域の区分	
第1種許可地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
第2種許可地域	第1種許可地域、第3種許可地域以外の地域
第3種許可地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

## 6. 適用除外

以下の場合は、許可不要で表示することができます。以下の面積基準以外にも、それぞれ基準がありますので、問い合わせ先までご確認ください。

### ● 禁止地域及び許可地域に許可不要で表示できるもの

- 自家広告物

禁止地域：1事業所につき表示面積合計5m<sup>2</sup>以下

許可地域：1事業所につき表示面積合計10m<sup>2</sup>以下

- 管理用広告物

土地の管理：表示面積合計が5m<sup>2</sup>以下　　物件の管理：表示面積合計が0.3m<sup>2</sup>以下

- 工事現場の板塀などに表示する広告物

- 冠婚葬祭などのため一時的に表示する広告物

- 講演会、展覧会などのため敷地内に表示する広告物

- 人、車両などに表示する広告物

- 国又は公共団体が公共的目的をもって表示する広告物

### ● 禁止物件、禁止地域、許可地域に許可不要で表示できるもの

- 法令の規定により表示する広告物

- 公職選挙法による選挙運動のための広告物

- 寄贈者名等を表示する広告物（市長が指定するもの）

### ● 禁止物件に許可不要で表示できるもの

- 送電塔、煙突、ガスタンク、市長が指定する石垣などに表示する自家広告物

- 国又は公共団体が公共的目的で表示する広告物（市長が指定するもの）

- 禁止物件の管理上必要な広告物

- 煙突などに表示する宣伝を目的としない広告物

### ● 政治団体の政治活動のためのはり紙などで基準に適合すれば、許可地域でも許可不要で表示できます。

## 7. 許可の共通基準及び総量規制

### ● 共通基準：全ての広告物に関する共通の基準です。

#### 共通基準

- ①朱色の発光塗料を使用しないものであること。
- ②環境に調和し、自然美を妨げないものであること。
- ③側面及び裏面においても、良好な景観及び風致を害さないように施工したものであること。
- ④交通の安全を阻害するおそれのないものであること。

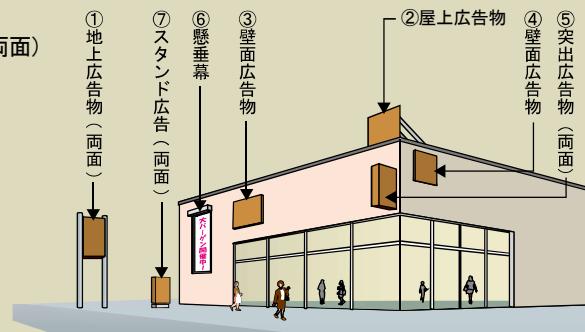
### ● 総量規制：下の図に示す広告物を表示する場合は、1事業所に表示できる合計の面積を規制しています。

①×2（両面）、②、③、④、⑤×2（両面）、⑥、⑦×2（両面）  
の合計面積

⇒ 50m<sup>2</sup>以下（第1種許可地域）

⇒ 100m<sup>2</sup>以下（第2種許可地域）

※第3種許可地域では、総量を規制していません。

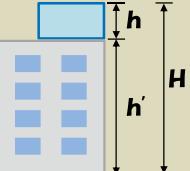
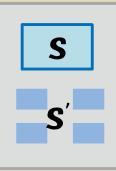
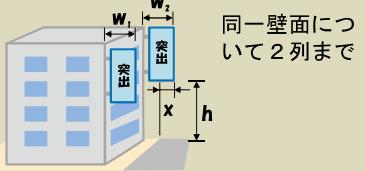
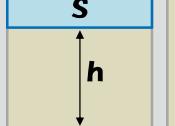
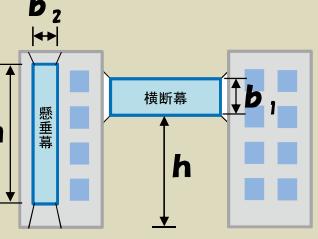
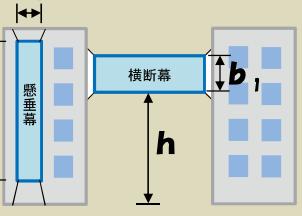
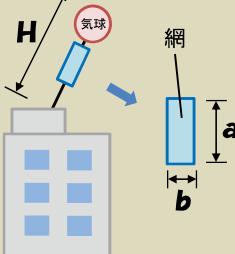
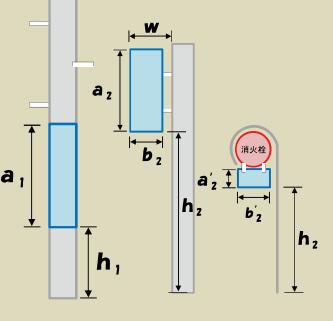
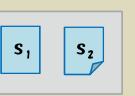


## 8. 許可の個別基準

### ●広告物の区分ごとの基準

区分	基準	
	禁止地域	許可地域
自家広告物	以下の基準をすべて満たすこと <ul style="list-style-type: none"> <li>露出したネオンを使用しない</li> <li>1事業所につき表示面積合計30m<sup>2</sup>以下</li> <li>広告物の種類ごとの基準に適合すること</li> </ul>	・広告物の種類ごとの基準に適合すること
一般広告物	設置不可	・広告物の種類ごとの基準に適合すること
道標、案内図板など（公共的目的を持った広告物）	以下の基準をすべて満たすこと <ul style="list-style-type: none"> <li>露出したネオンを使用しない</li> <li>表示面積合計 5 m<sup>2</sup>以下</li> </ul>	・広告物の種類ごとの基準に適合すること

### ●広告物の種類ごとの基準

①地上広告物	※各面ごとに判定	②屋上広告物	③壁面広告物
			
高さ		高さ	
第1種許可地域	$H \leq 10\text{m}$	第1種許可地域	$h \leq 1/3 h'$
第2種許可地域	$H \leq 13\text{m}$	第2種許可地域	$h \leq 1/2 h'$
第3種許可地域	$H \leq 15\text{m}$	第3種許可地域	$h \leq 2/3 h'$
面積		面積	
第1種許可地域	$S \leq 10\text{m}^2$	第1種許可地域	$S \leq 1/4 S'$
第2種許可地域	$S \leq 20\text{m}^2$	第2種許可地域	$S \leq 1/3 S'$
第3種許可地域	$S \leq 30\text{m}^2$	第3種許可地域	$S \leq 1/2 S'$
建築物の壁面の垂直上面を超えて突き出さないこと			
④突出広告物	同一壁面について2列まで	⑤アーチ広告物	⑥広告幕
			
高さ		高さ	
X $\leq 1.0\text{m}$		$h \geq 2.5\text{m}$ (歩道上)	
$h \geq 2.5\text{m}$ (歩道上)		$h \geq 4.5\text{m}$ (車道上)	
$h \geq 4.5\text{m}$ (車道上)		面積	
突出幅は同一 ( $w_1 = w_2$ )		第1種許可地域	$S \leq 10\text{m}^2$
第1種許可地域 $w_1, w_2 \leq 1.5\text{m}$		第2種許可地域	$S \leq 20\text{m}^2$
広告物の上端は建築物の壁面の上端を超えない		第3種許可地域	$S \leq 30\text{m}^2$
⑦広告旗		⑥横断幕	
			
面積		横断幕	
$S \leq 2.0\text{m}^2$		$b_1 \leq 2.0\text{m}$	$h \geq 4.5\text{m}$
道路敷に表示しないこと		懸垂幕	
		$b_2 \leq 1.0\text{m}$	$a \leq 10\text{m}$
⑧気球広告		⑨電柱等利用広告	⑩簡易広告物
			
高さ		高さ	
$a \leq 12\text{m}$		$a_1 = 1.5\text{m}$	$h_1 \geq 1.0\text{m}$
$b \leq 1.0\text{m}$		幅	
$H \leq 50\text{m}$		$a_2 \leq 1.2\text{m}$	(消火栓: $a'_2 \leq 0.4\text{m}$ )
		$b_2 \leq 0.5\text{m}$	(消火栓: $b'_2 \leq 0.8\text{m}$ )
		$W \leq 0.6\text{m}$	
		$h_2 \geq 2.5\text{m}$ (歩道上)	
		$h_2 \geq 4.5\text{m}$ (車道上)	
		電柱等 1本につき、1個であること	
			立看板等
			$a \leq 2.1\text{m}$ (あしを含む) 、 $b \leq 0.9\text{m}$
			原則道路敷は禁止
			同一のもの連続禁止
			はり札等・はり紙
			$S_1 \leq 1.0\text{m}^2$ $S_2 \leq 1.0\text{m}^2$
			同一連続・のりづけ禁止

## 9. 屋外広告物の許可の手続き

### 事前相談

広告物の表示が禁止されている地域などや、許可申請が不要な場合がありますので、計画段階からご相談ください。

### 許可申請

許可を受ける必要がある広告物は、表示者からの許可申請書の提出が必要です。

- ・簡易広告物又は広告旗以外の広告物は、管理者の設置が必要です。
- ・高さ4mを超える広告物の管理者は、有資格者などでなければなりません。
- ・その他法令による許可や届出が必要な場合があります。

### 手数料納付

広告物の種類などに応じて手数料を算出しますので、佐世保市指定金融機関などで手数料を納入してください。

### 許可

### 広告物設置 許可証票貼付け

許可を受けた広告物には、許可証票を貼り付けてください。  
広告物の管理においては、広告物が見苦しくなったり、危険な状態になったりしないよう、良好な状態を保持してください。

### 完了の届出

確認のために完了届を提出してください。ただし、簡易広告物又は広告旗は提出の必要はありません。

許可期間中に以下のような変更があった場合は、各手続きが必要です。

- ・許可の範囲を超えて広告物を表示する場合
- ・許可の範囲内で変更する場合
- ・許可の期間が満了又は広告物を滅失した場合
- ・表示者、管理者を変更する場合

### 許可期間の満了

許可期間満了後も続けて表示する場合は、更新の許可が必要です。

屋外広告物表示者（申請者）が  
行うこと

佐世保市（まち整備課）が  
行うこと

## 10. 手数料

種類	区分	単位	金額（円）	許可の期間
地上広告物 屋上広告物 壁面広告物 突出広告物 アーチ広告物	～ 0.5m <sup>2</sup> 未満	1枚	120	3年以内
	0.5m <sup>2</sup> 以上 ～ 1m <sup>2</sup> 未満		220	
	1m <sup>2</sup> 以上 ～ 2m <sup>2</sup> 未満		460	
	2m <sup>2</sup> 以上 ～ 5m <sup>2</sup> 未満		970	
	5m <sup>2</sup> 以上 ～ 10m <sup>2</sup> 未満		1,900	
	10m <sup>2</sup> 以上 ～ 20m <sup>2</sup> 未満		3,400	
	20m <sup>2</sup> 以上 ～ 30m <sup>2</sup> 未満		5,600	
	30m <sup>2</sup> 以上 ～ 40m <sup>2</sup> 未満		7,900	
	40m <sup>2</sup> 以上 ～ 50m <sup>2</sup> 未満		11,000	
	50m <sup>2</sup> 以上		11,450円に表示面積から50m <sup>2</sup> を差し引いた面積（1m <sup>2</sup> 未満切り捨て）に450円を乗じて得た額を加算した額	
広告幕		1枚	460	3月以内
旗・のぼり		1個	220	
気球広告		1個	1,100	
電柱等利用広告		1個	220	3年以内
簡易広告物	はり紙	1枚	5	1月以内
	はり札等	1枚	120	
	立看板等	1個	220	

※照明を伴うものについては、それぞれの額に10割を加算する。

（表示面の一部に照明を伴うものについては、照明の面積に応じた額を加算する。）

※許可期間が1年を超える場合は、1年ごとに2分の1に相当する額を加算する。

- ・2年許可の場合、1年半分の手数料
- ・3年許可の場合、2年分の手数料

※許可後、納付された手数料は還付しません。

## 11. 屋外広告業

広告物を表示するための工事は、佐世保市に登録又は届出した業者でなければできません。

佐世保市で屋外広告業を営む場合は、佐世保市へ屋外広告業の登録が必要です。なお、既に長崎県の登録を受けている業者の方は佐世保市への届出が必要です。

## 12. 違反屋外広告物などに対する措置

条例に違反した広告物については、許可の取消し、是正のための措置、除却などを命ずることがあります。

また、違反した広告物を、佐世保市やボランティア団体が除却することがあります。

さらに悪質な条例違反に対しては、罰金に処せられることがあります。

お問い合わせ先

 佐世保市役所 都市整備部 まち整備課 景観形成係

〒857-8585 佐世保市八幡町1-10

電話:0956-24-1111(代表) FAX:0956-25-9678

ホームページ:<http://www.city.sasebo.lg.jp/>